

## 展覧会における美術品損害の補償に関する法律

## 趣 旨

優れた美術品をより**多くの国民が鑑賞**できるよう、展示美術品の損害を政府が補償することにより、質の高い展覧会が**広く全国で開催**されるよう国が支援する。

## 【背景】

- 美術品の評価額の上昇、テロ・自然災害等により、展覧会の美術品の保険料が高騰。
- 景気悪化に伴い、民間主催の大規模展覧会の規模が縮小。断念するケースも。
- G8ではロシアと日本以外で、またEU加盟国の約6割で、国家補償制度を導入済。

## 概 要

- 美術品の損害につき、政府が補償契約を締結できることを定める。
- 対象となる展覧会は、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資するものとして文部科学省令で定める規模、内容その他の要件に該当するものであることとする。
- 対象となる展覧会の主催者は、当該展覧会を適確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であることとする。
- 損害総額の一定部分は主催者が負担、それを超える部分を国が補償する(ただし、補償上限額を定める)。
- 毎年度の補償契約の締結の限度額を予算で定める。
- 文化審議会の意見を聴いて、対象となる展覧会を決定する。

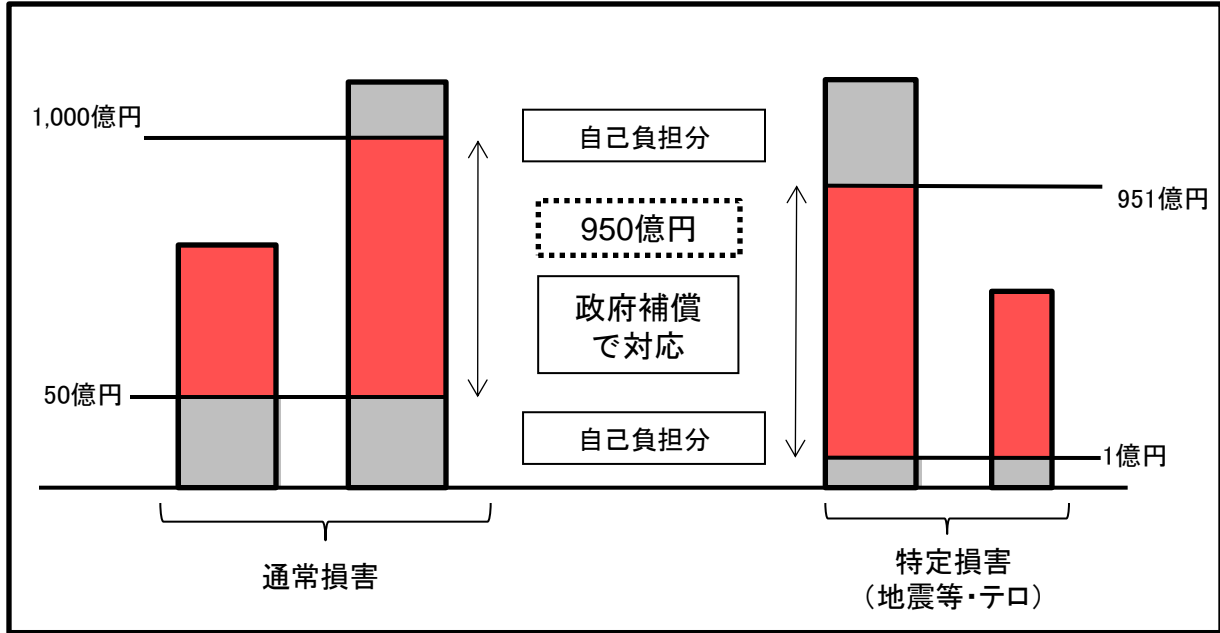
## 【本法案の効果】

- ① **広く全国で**安定的・継続的に優れた展覧会が開催されるようになる。
- ② 海外の美術品を**多くの国民の鑑賞に供する**ことで、国際文化交流が活性化する。
- ③ 展覧会の選定を通じ、その美術館の企画・運営能力の向上が図られる。

## 施 行 日

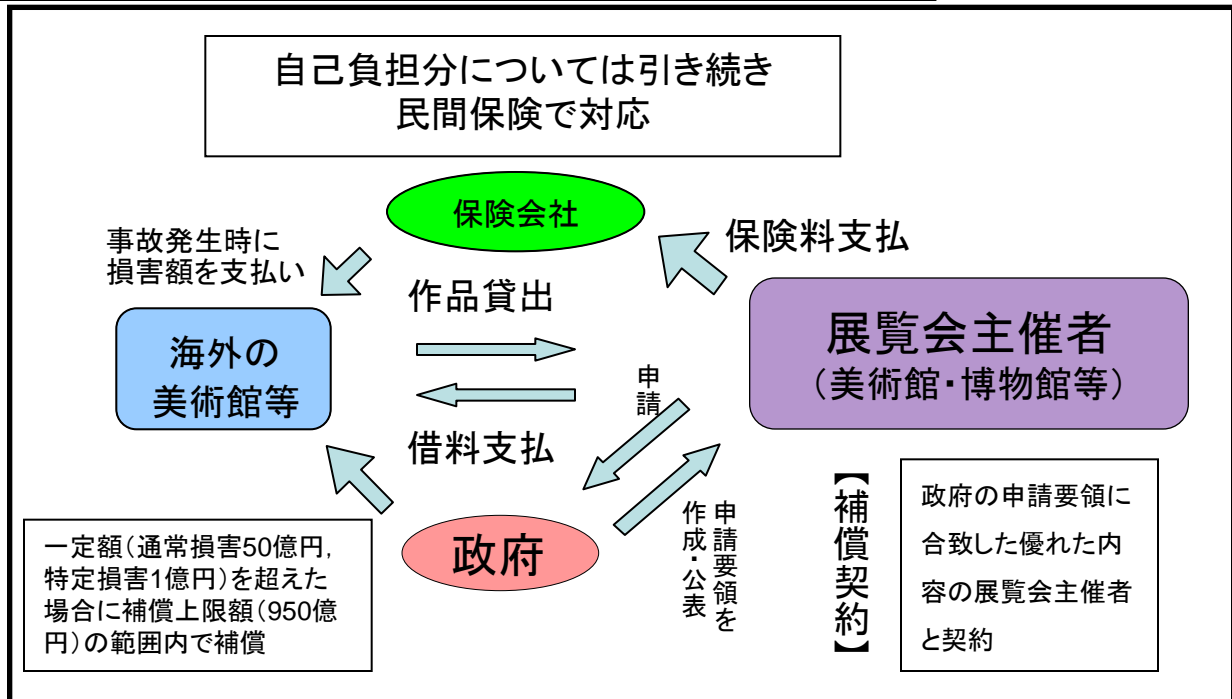
平成23年6月1日(公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日)

## 1. 美術品補償制度における補償額の範囲



- ・政府による補償は、一定額(通常損害50億円, 特定損害1億円)を超えてから発生し, 上限は950億円まで。
- ・一会計年度の予算で定める額(平成27年度は6,500億円。年度によって変動。)で10件程度の展覧会の美術品の損害補償を想定。

## 2. 美術品補償制度における関係者の契約関係



- ・政府は、展覧会の主催者を相手方として、美術品の所有者(海外の美術館等)に対し、その美術品の損害を補償する契約を展覧会の主催者と締結する。
- ・政府の補償は、原則として、美術品の所有者が展覧会の主催者を通じて請求し、補償金はその所有者に対して支払われる。

# 文化審議会美術品補償制度部会における審査の流れ

## 国による申請要項等の作成・公表

審査事項及び協議事項の明記，評価額を申請前に確定する仕組み等

申請

## 文化審議会における意見聴取（1～2ヵ月）

### ○美術品補償制度部会専門調査会による専門的な内容の確認・下審査

- ① 展覧会の適切性（企画内容，保険料軽減額の国民的利益への還元等）
- ② 対象美術品の適切性（展示・輸送が可能か，公序良俗に反しないか，各対象美術品の評価額及びその総評価額が想定される評価額の範囲内か等）
- ③ 主催者の適切性（十分な開催実績，事務・運営能力の有無）
- ④ 開催施設の適切性（建物，設備等の設置状況，温湿度管理の運用状況等）
- ⑤ 展示・運搬に関する計画の適切性（クレーンの有無，借り手・貸し手双方によるコンディションチェックとサインの確認，危険分散を考慮した輸送計画の作成等）

### ○美術品補償制度部会における答申

- ① 法令上の要件及び専門調査会における審査状況の確認
- ② 専門調査会において解釈が分かれる問題に対する最終的な判断
- ③ 対象美術品の評価額の妥当性に関する最終的な判断

（注）申請内容に不備がある場合，答申は延期され財務大臣協議に進むことができない。

## 財務大臣協議（2～3週間）

- ① 予算総則に規定された額の範囲内であることの確認
- ② 文化審議会における審査状況・結果の確認
- ③ 特異な事案について，その特異性や留意点を聴取

## 補償契約の締結（1～2週間）

（協議終了後すみやかに）